

比例減額主義に関する一考察

中 村 雅 人

目 次

I	序
II	イギリス
II-1	法律委員会レポートNo. 104
II-2	I. O. B.
III	オーストラリア
IV	考察
V	結語

序

わが国においては、保険契約上、保険契約者に課せられるいわゆるオブリーゲンハイト（責務）¹⁾のなかで、特に告知義務や通知義務の違反に際しては、定額保険、損害保険を問わず、少なくとも、商法上の規定、また種々の保険商品の約款の規定を理解する限り、保険者としては、保険金の支払を全く拒絶するか、または全額支払うかの二者択一を迫られることになる。これは、わが国の

1) ドイツにおいては、告知義務や、危険の著増の通知義務、保険事故発生の通知義務等のような、考え得る全ての保険契約者の従たる義務を、保険料支払という主たる義務とは区別して、保険契約法上のオブリーゲンハイトまたは責務(Obliegenheit)という概念のもとに理解することが一般に認められている。わが国においては、石田教授や坂口教授がこのObliegenheitについて、ドイツにおける理論の展開を紹介されているが、その法的性質については、ドイツにおいても未だ学説の統一がなされていないようであり、前提要件説、真正義務説、比較的強制力の弱い義務であるとの説に見解が分かれている。わが国においては、前提要件説が通説であるようであるが、石田教授は強制力の弱い義務であるとの立場を探っている。石田満「保険法上の Obliegenheit について」『保険契約法の諸問題』一粒社、1974 年を参照されたい。また、坂口教授の Obliegenheit に関する研究の集大成としては、『保険者免責の基礎理論』文眞堂、1993 年がある。

保険会社が、これらの義務の違反に際しては、オール・オア・ナッシング主義(Alles-oder-Nichts-Prinzip)を採用し、かつ対応していることを意味するが、しかしながら、諸外国に目を向けてみると、このオール・オア・ナッシング主義が、各国において普遍的妥当性を有するものとして、共通に採用されているというわけではない。

ヨーロッパに限って鳥瞰してみると、たとえばイギリスやドイツはわが国と同様な主義を探っているが、フランスや、スウェーデン、デンマーク、フィンランドなどは、異なる主義を採用している²⁾。代表的な国としてフランスが頻繁に例に挙げられるが、告知義務に関するフランス保険法典 L.113-8 およびL.113-9 条を参照すれば、その特徴およびオール・オア・ナッシング主義との相違が明らかになる。すなわち L.113-8 条は、保険契約者・被保険者の側の故意の不告知または不実告知の場合に、その不告知または不実告知が危険の対象を変更し、または保険者の危険の評価を低くさせるときは、保険契約は無効となるとし、L.113-9 条は、悪意が証明されない保険契約者・被保険者の側の不告知または不実告知によっては、保険契約は無効とはならず、不告知または不実告知が保険事故発生後に証明された場合には、危険が完全にかつ正確に告知されていたならば、支払われるべき保険料率に対する既払いの保険料率の割合により、保険金の額が削減されると規定している³⁾。その他の国についても若干の相違はあると思われるが、基本的にフランスにおけるのと同様な考え方に基づき、重

2) フランス、デンマーク、フィンランドについては、クラーク(Clarke)が紹介しており、それぞれ、フランスについては保険法典 L.113-8, L.113-9 条が、デンマークは1930年保険契約法第16条第2項、フィンランドは1994年保険法第24, 25条がこの主義を探っているとしている。Cf. Malcolm Clarke, *Policies and Perceptions of Insurance*, London, 1997, p. 103. スウェーデンについては、後に言及するイギリス法律委員会がそのレポートのなかで指摘している。

3) これらの条文の和訳については、武知・今井監訳『フランス保険法典 I・保険契約法』1998年、財団法人生命保険文化研究所、10頁を参考にした。また、フランス陸上保険契約法を解説した最近の文献としては、André Favre Rochex et Guy Courtieu, *Le droit du contrat d'assurance terrestre*, Paris, 1998 があり、L.113-8 およびL.113-9 条については、その pp. 149-161 において説明がなされている。

要な事実の故意の不告知の場合には、契約は取り消されるか、または無効とされるが、しかし、善意の不告知の際には、保険金の支払を全く拒絶するのではなく、保険者が全ての、かつ正確な告知を受けていた場合に支払われるべき保険料に対する、実際に支払われた保険料の割合で保険金を減額して支払う、といった処置がなされることになると考えられる。オブリーゲンハイトの違反に際してのこのような考え方は、比例減額主義⁴⁾(principle of proportionality ; Proportionalitätsprinzip) と称されるが、オール・オア・ナッシング主義を厳密に貫き、違反に際して、保険者として保険金の支払を拒絶する意思決定をなせば、善意の違反の場合においても、保険金は全く支払われないのでに対して、この主義を採れば、既払いの保険料に対応する割合部分については、保険契約者が保険金を受け取ることができるために、一見すると、非常に魅力的である。しかしながら、比例減額主義については、種々の問題点が指摘されており、それらの検討なくして、安直にその有効性および妥当性について首肯できるものではない。

これまでわが国においては、外国の制度の一例として、この比例減額主義が紹介されることはあっても、わが国における問題として深く論じた研究はそれほどなされてはいないように思われる。そこで、本稿においては、わが国と同様にオール・オア・ナッシング主義を採るイギリスと、コモンウェルス⁵⁾に属しながらも、イギリスの影響力から脱し、独自に成文法としての保険契約法を

4) イギリスにおいては、principle of proportionality、またドイツにおいては、Proportionalitätsprinzipと称されるこのような考え方のわが国における名称としては、かつて拙稿「イギリスの告知義務における重要性」『松山大学論集』第10巻第6号、102頁においては、「比例原則」としたが、山下友信「最大善意の原則は時代遅れか？－海上保険に関するセミナー－」『海法会誌復刊』第39号、116および122頁においては、「比例減額主義」として紹介されており、これがわが国における名称として適切であると思われる所以、本稿においてもこの名称を用いることとした。

5) ここで用いたコモンウェルス(commonwealth)という語は、かつてイギリス帝国の一部であった諸国家のゆるやかな結合体を指す。わが国ではイギリス連邦または英連邦と称することもあるが、田中英夫編『英米法辞典』1991年、東京大学出版会、169頁によれば、現在では、British Commonwealthとはよばれないで、これらの名称は適当ではなく、単に「コモンウェルス」と表記するのがよいとされている。

制定し、その中に比例減額主義を採用したオーストラリアとの対比を中心にして、ドイツにおける見解も交えたうえで、比例減額主義について少しく考察することとしたい。

II イギリス

イギリスにおいては、上述した通り、少なくとも法律上は、わが国と同様にオール・オア・ナッシング主義が採られているが、これが融通性に欠けるものであるとの指摘は、裁判所においてもなされている。⁶⁾「少なくとも法律上は」としたのは、裁判所外においては、異なる解決がなされる可能性があるからである。この点において注目すべきは、保険オンブズマン(Insurance Ombudsman Bureau: 以下 I.O.B. と記す)の存在である。イギリスにおいては、後に詳述するように、1980年に法律委員会が比例減額主義の導入の可能性を否定しているが、I.O.B. は現在、紛争解決の手段として、この導入に踏み切っている。

イギリスにおける比例減額主義に関する議論の嚆矢となったのは、この国の保険契約法の改革を求めた1970年代におけるE.E.C.指令草案⁷⁾である。その改定5版の第2条「危険の申告」(Declaration of risk)の第3項⁸⁾は、「保険契約者が、第1条において述べられている義務⁹⁾の履行を怠り、また、不適切に行動したとみなされ得る場合には、保険者は契約を終了するか、またはその修正

6) *Pan Atlantic Insurance Co. Ltd. and Another v. Pine Top Insurance Co. Ltd.* [1995] 1 A.C. 501, at p. 528.

7) 正式な名称は、「保険契約に関する法の調整、規制および監督規定についてのE.E.C.指令草案」(the draft E.E.C. Directive on the co-ordination of laws, regulations and administrative provisions relating to insurance contracts)である。この草案は、その後1979年に正式にプロポーザルとなり、1980年に修正されるが、海上保険、航空保険、運送保険、信用・保証保険契約は、その対象から除外されている。Cf. Peter MacDonald Eggers and Patrick Foss, *Good Faith and Insurance Contracts*, London, 1998, p. 94. なお、パーク(Park)は、E.E.C.指令が提議されたのは、1977年であるとしている。Cf. Semin Park, *The Duty of Disclosure in Insurance Contract Law*, Hampshire, 1996, p. 238.

8) The Law Commission, Working Paper No. 73, Appendix B, p. 114.

9) Art. 1は、告知または開示義務に関する規定であり、「契約を締結する際には、保険契約者は、保険者の危険の評価または引受に影響を及ぼし得る(may influence)自らが知っている全ての事情を、保険者に申告(declare)せねばならない」と規定している。

を申し出ることができる」とし、これを補足する第(c)号には、「契約が修正される以前に、または契約関係が終了される以前にクレームがなされた場合には、保険者は、既払いの保険料と、保険契約者が危険を正確に申告していたならば、支払うべきであった保険料の割合に一致した担保(cover)のみを提供する責めを負う」と記述されている¹⁰⁾。以下においては、この草案を受けての法律委員会の見解と、I.O.B.の対応について言及する。

II-1 法律委員会レポート No. 104¹¹⁾

法律委員会は本レポートにおいて、比例減額主義に関し、一貫してネガティブな立場を採っている。比例減額主義は、保険者がより高額の保険料を請求したであろう場合に、被保険者の保険金請求額は、実際の保険料と概念上のより高額の保険料との割合に比例して減額されるべきであるとするが、法律委員会は第一に、保険者としては、不告知の事実に対して、保険料を増額する以外の対応があると指摘し、その例として以下の4つを挙げている。すなわち、それらは、(a)保険者が危険を全く拒絶したかもしれない場合、(b)保険者が、被保険者に対して付加的にワランティを課したかもしれない場合、(c)保険者が免責条項を用いることにより、危険の範囲を狭めたかもしれない場合、(d)保険者が免責金額を設定したか、または増額したかもしれない場合であるが、かかる場合においては、被保険者が受け取るべき保険金の額はどのように算出されるべきであるのか、比例減額主義はこれを明らかにできないとしている¹²⁾。

10) Art. 3. Increase of risk (危険の増加)に関する通知義務についても、このArt. 2.3が適用される。Cf. Art. 3.5.

11) The Law Commission, Report No. 104, *Insurance Law—Non-disclosure and Breach of Warranty*, 1980, Cmnd. 8064.

12) Par. 4.5. 法律委員会は、これらの中で、(a)のように「いかなる保険料をもってしても、保険者が危険の引受を全く拒絶したであろう場合」が最も重要であるとし(par. 4.6)，また、さらに複雑さを増す場合として、保険者が不告知の事実を了知していたならば、危険(またはその大部分)を出再したであろう場合、およびロイズのアンダーライターのように、危険の一部分のみを引き受けたであろう場合を挙げている。

法律委員会は続いて、スウェーデンとフランスにおける実例を挙げている¹³⁾。すなわち、スウェーデンにおいては種々の問題が生じるために、1977年に政府委員会が消費者保険における厳密な比例減額主義の廃止を勧告しており、それを受けた1980年消費者保険法においては、よりフレキシブルな規定が採用されている。また、フランスにおいて特に問題となったのは、保険契約者の過去の損害歴や犯罪歴について、それらの事実を保険者が了知していたならば、いかなる保険料をもってしても、危険を引き受けなかつたであろう場合である。

この場合には、本来請求すべきより高額の保険料の額を算出することは困難であり、結局は裁判官の裁量に任せられることになるが、かかる処置はピカールとベソン(Picard et Besson)によつても「理論的、恣意的に陥り易く、実情に合わない恐れがある」と批判されている¹⁴⁾。实际上も、裁判所においては、比例減額主義の適用を拒否するか、減額を最小限にとどめるといった処置がなされてきており、また、比例減額主義は、保険者にとって不公平であるとの批判もフランスにおいてはなされてきた、と法律委員会は指摘している。

法律委員会は続いて、不告知の事実を保険者が了知していたならば、より高額の保険料を請求したであろうとしても、そのより高額の保険料の額を決定することが困難であるとしている¹⁵⁾。すなわち、生命保険や自動車保険の加入における年齢や自動車の年式などの不実表示のように、不告知の事実が量的なものである場合には、確固としたタリフが存在すれば、概念上のより高額の保険料を算出することはそれほど困難ではないが、しかし、たとえば生命保険における胃の疾病や、自動車保険における過去の自動車犯罪歴の不告知などのように、不告知の事実が量的というよりはむしろ質的なものである場合には、タリ

13) Par. 4.7.

14) フランスにおける比例減額主義については、イギリス法律委員会に先立つて、わが国の鈴木教授がその問題点を既に指摘している。なお、引用したピカールとベソンの言の和訳は鈴木教授のそれを参考にしている。鈴木辰紀「フランスの告知義務制度について」『損害保険契約の基本問題 今村有博士古稀記念論集』財団法人損害保険事業研究所、1967年、242—244頁。

15) Par. 4.8.

フは役に立たず、概念上の保険料がいくらになるのかについては、法廷において専門家の証拠によって争われることになるとしている。

法律委員会はその他にも幾つか問題点を挙げているが、大筋として、「いかなる保険料をもってしても、保険者が危険の引受を拒絶した場合には、概念上のより高額の保険料を求めることが困難である」ということ、および「不告知の事実を保険者が了知していたならば、より高額の保険料で危険を引き受けたであろうとしても、その概念上の保険料の額の算定もまた困難である」ということを理由として、比例減額主義の導入は実務と法の安定性を損なう恐れがあり、イギリスにおいては、導入されるべきではないと結論付けている¹⁶⁾。バーズ(Birds)¹⁷⁾も、比例減額主義は過度に数理的であり、実際には機能し得ないとして、法律委員会のこの結論を肯定している¹⁸⁾。

II—2 I.O.B.

I.O.B.¹⁹⁾は1981年に設立され、以後、保険契約者とメンバーとなっている保険会社との間の紛争に関する、公平かつ独立した仲裁者であるとの評価を確立し、現在においては、個人保険を扱う保険会社の多くが、これのメンバーとなっている。I.O.B.は毎年レポートを発行し、その中において、メンバー会社の将来における実務慣行の改善、およびそれを実際に実施せしめるような立法がなされ得ることも視野において、現行の保険契約法における問題点を指摘す

16) Par. 4. 16.

17) John Birds, *Modern Insurance Law*, 4 th ed., London, 1997, p. 119, fn. 7.

18) しかし彼は続けて、詐欺的ではない場合において被保険者が全ての権利を喪失することは、正当ではないと思われるとも述べている。

19) I.O.B.については、John Birds, "Self-regulation and Insurance Contracts," in *New Foundations for Insurance Law*, London, 1987, pp. 11-13, Park, *op. cit.*, pp. 258-263が詳しい。I.O.B.のメンバーとなっている保険会社は、日系の千代田火災海上、安田火災を含め、1999年12月31日現在220社を超える。(これにはロイズも含まれる。)その他の詳細については、I.O.B.のウェブ・サイト(URL: <http://www.theiob.org.uk>)を参照されたい。なお、以下において参照するI.O.B.の年報は、ウェブ・サイト上のダイジェスト版に拠っている。

ることもある。

1989年のレポート²⁰⁾において、I.O.B.は、些細な違反であっても、保険者にクレームを拒絶する権利を与えるとする、現行法上の告知義務違反の効果については、それは「厳しすぎる (too stringent)」とし、重要な事実の詐欺的ではない善意の不告知の場合における、公正な解決の手段としては、比例減額主義が採用されるべきであるとしている。例として、建物が業務用であるということが告知されていたならば、保険料が£100 から £125 に増額されていた場合を挙げている。この場合、保険者は、クレームについて、既払いの保険料の、本来請求されるべきであった保険料に対する割合、すなわち $100/125 (80\%)$ で責任を有するということになる。しかしながら、かかる処置は、保険者が不告知の事実を了知していたならば、危険を引き受けすることを拒絶したのではなく、例示したように、より高額の保険料を請求したであろう場合にのみなされることになる²¹⁾。

I.O.B.は、法律委員会が指摘した比例減額主義の第一の問題点、すなわち「保険者がいかなる保険料をもってしても、危険を引き受けなかつたであろう場合には概念上の保険料を算出することは困難である」という点については、比例減額主義の適用の可能性を除外することで対応し、第二の問題点である「保険者がより高額の保険料を請求したであろう場合においても、そのより高額の保険料の算出も困難である」という点については、「過度に数理的ではなく、また実際に機能し得る計算方法が考案され得る」として、詐欺的ではない不告知の場合においては、比例減額主義による解決が公正かつ合理的であるとしている²²⁾。

20) Annual Report, 1989, par. 2. 16-2. 17.

21) Veronica Cowan, "Non-disclosure—a more equitable solution?", *Insurance Law & Practice*, 1994, Vol. 4, No. 1, 20, at p. 21.

22) *Ibid.*

III オーストラリア

オーストラリアにおいても、法律改正委員会が、1982年に保険契約法の改正を視野に入れてレポート (The Australian Law Reform Commission Report No. 20 : 以下 ALRC 20 と記す) を発表し、それを受け 2 年後の 1984 年には、イギリスとは対照的に、新たな成文法としての 1984 年保険契約法 (Insurance Contracts Act, 1984) が制定された。そのなかにおいては、不告知および不実表示の救済手段として、比例減額主義が採用されている。

物保険 (general insurance) については、第 28 条に救済手段に関する規定が置かれており、その第 3 項が比例減額主義の適用を認めたものであるかについては、議論の余地があるものの²³⁾ ホジン (Hodgin) はこれを比例減額主義として紹介している。²⁴⁾ 第 28 条の規定は以下の通りである。

第 28 条(1) 本条は、物保険契約のもとに被保険者となった者が、契約締結に際し、以下のことをなした場合に適用される。

- (a) 告知義務を怠ったか、または、
- (b) 契約締結以前に保険者に対して不実表示をなした場合。

しかし、たとえ被保険者が、告知義務を怠らなかったか、または契約締結以前に不実表示をなさなかったとしても、保険者が同一の保険料、同一の条項および条件で契約を締結したであろう場合には適用されない。

- (2) 不告知が詐欺的であったか、または不実表示が詐欺的になされた場合には、保険者はその契約を取り消すことができる。
- (3) 保険者が契約を取り消す権利を有しない場合、または（第 2 項もしくはその他の条項に基づき）契約を取り消す権利を有していたとしても、その権利

23) David St. L. Kelly and Michael L. Ball, *Principles of Insurance Law in Australia and New Zealand*, Sydney, Wellington, 1991, par. 3. 296.

24) Ray Hodgin, *Insurance Law - Text and Materials-*, London, 1998, p. 197.

を行使しなかった場合には、保険金請求に関する保険者の責任は、告知義務が怠りなく履行されるか、または不実表示がなされなかつたならば、彼が置かれた地位に保険者を置くであろう額に削減される (the liability of the insurer in respect of a claim is reduced to the amount that would place him in a position in which he would have been if the failure had not occurred or the misrepresentation had not been made.)。

本条第2項の規定によれば、不告知または不実表示が詐欺的ではない場合には、保険者は契約を取り消すことができないということになるが、第3項により、保険者の責任額は減額されることになる。第3項の趣旨は、明確性に欠けるとも思われるが、意味するところは、保険者が、不告知または不実表示によって受けた損害額分を責任額から控除できるということである²⁵⁾。

ALRC 20 によれば、保険者が被る損害は、以下の3つに分類され得る。すなわち、第一には、保険者がいかなる条件をもってしても危険を引き受けなかつたであろう場合には、損害額はクレームの総額であり、第二には、保険者が異なる保険料で危険を引き受けたであろう場合には、損害額は、2つの保険料の差額である。第三には、保険者が異なる条件で契約を引き受けたであろう場合であり、この場合、保険者の損害額は、実際の契約上の責任額と概念上の契約に基づく責任額の差額である²⁶⁾。したがって、保険者が、不実表示または不告知がなされなかつたならば、危険を引き受けることを拒絶したであろうということを示せば、彼はその責任を免れることができあり²⁷⁾、不実表示または不告知のために、本来ならば£2,000 の保険料を支払つたであろう際に、実際には£1,

25) Kelly and Ball, *op.cit.*, par. 3.294.

26) ALRC 20 は入手不可能であったので、そこにおける記述は各文献における引用に拠っている。*Ibid.*, par. 3.295, Peter Mann, *Annotated Insurance Contracts Act*, 2nd ed., Sydney, 1997, p. 76.

27) *Ibid.*, p. 81.

000 支払っていた場合には、仮に損害額が £100,000 であるとするならば、保険者は、それから £1,000 控除して保険金を支払うことになる。²⁸⁾ また、不告知または不実表示がなされなかったならば、損害を惹起した危険が免責条項に該当する場合には、被保険者は保険金の支払を受けることができないということになる。²⁹⁾

1984 年保険契約法は続いて、第 29 および 30 条において生命保険に関し、物保険に関する第 28 条とは対照的に、明確にフランス型比例減額主義を採用している。第 29 および 30 条の規定は以下の通りである。

第 29 条(1) 本条は、生命保険契約のもとに被保険者となった者が、契約締結に際し、以下のことをなした場合に適用される。

- (a) 告知義務を怠ったか、または、
- (b) 契約締結以前に保険者に対して不実表示をなした場合。
しかし、以下の場合には適用されない。
 - (c) たとえ被保険者が告知義務を怠らなかつたか、または契約締結以前に不実表示をなさなかつたとしても、保険者が契約を締結したであろう場合。
または、
 - (d) 不告知または不実表示が、一人またはそれ以上の生命保険被保険者の誕生日に関するものであった場合。
- (2) 不告知が詐欺的であったか、または不実表示が詐欺的になされた場合には、保険者はその契約を取り消すことができる。
- (3) 告知義務が遵守されていたならば、または不実表示がなされなかつたならば、保険者がいかなる条件をもつても、被保険者と生命保険契約を締結しなかつたであろう場合には、保険者は、契約締結後 3 年以内にその契約を取り消すことができる。

28) Hodgin, *op. cit.*, p. 198.

29) Kelly and Ball, *op.cit.*, par. 3. 295.

(4) 第2項もしくは第3項またはその他のもとで、保険者が契約を取り消さない場合には、彼は、契約締結後3年が経過する以前に、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金額（全ての配当金を含む）を、少なくとも以下の数式によって求められる金額に換えることによって、契約を変更できる。

SP/Q この場合、

S は、保険金額（全ての配当金を含む）に等しい金額であり、

P は、契約のもとに支払われるべきとなった保険料、または保険料の総額に等しい金額であり、

Q は、告知義務が遵守されたならば、または不実表示がなされなかつたならば保険者が請求したであろう保険料、または保険料の総額に等しい金額である。

(5) 定期払契約に関して、第4項を適用する際には、「保険金額」とは、各々のそのような支払（全ての配当金を含む）を意味する。

(6) 第4項のもとにおける契約の変更は、契約が締結された時より効力を有する。

第30条(1) 本条においては、生命保険契約に関する「基本式」とは、以下の数式を意味する。

SP/Q この場合、

S は、保険金額（全ての配当金を含む）に等しい金額であり、

P は、契約のもとに支払われるべきとなった保険料、または保険料の総額に等しい金額であり、

Q は、保険料またはその総額が正確な誕生日に基づいて求められたのであれば、契約のもとに支払われるべきとなったであろう保険料、または保険料の総額に等しい金額である。

(2) 生命保険契約のもとにおける一人、またはそれ以上の生命保険被保険者の誕生日が、契約締結の時に保険者に不正確に表示されていたならば、

- (a) 保険金額（全ての配当金を含む）が、基本式によって求められる金額を超過する場合には、保険者は、何時でも保険金額（全ての配当金を含む）を、少なくとも基本式によって求められた金額に換えることによって、契約を変更できる。また、

(b) 保険金額（全ての配当金を含む）が、基本式によって求められた金額よりも少ない場合には、保険者は、

(i) 契約が締結された日以降、契約が正確な誕生日に基づいていたならば、支払われるべきであった額に支払われるべき保険料を削減し、また、保険料の超過払い分の金額（これは、契約が正確な誕生日に基づいていたならば、支払われたであろう現金価値(cash value)を超過して、配当金の現金価値(cash value)として支払われたいかなる額よりも少ないものとする）を、契約が締結された日より算定された、定められた利率によるその額に関する利息分とともに払い戻すか、または、

(ii) 保険金額（全ての配当金を含む）を、基本式によって求められた金額に換えることによって、契約を変更できる。

(3) 定期払契約に関して第2項を適用する際には、「保険金額」とは、各々のそのような支払（全ての配当金を含む）を意味する。

(4) 第2項のもとにおける契約の変更は、契約が締結された時より効力を有する。

第29条は、生命保険における不告知と不実表示に関する規定であるが、その第2項によれば、詐欺的な不告知または不実表示の場合には、それが年齢に関するものでなければ、保険者は、契約を取り消すことが可能であり、第3項によれば、詐欺的ではない場合においても、保険者がいかなる条件をもってしても、契約を締結しなかったであろう場合には、第2項と同様に不告知または不実表示が年齢に関するものでなければ、保険者は契約締結後3年以内に契約を取り消すことができる。また、契約締結後3年以内であれば、不告知または不

実表示があったとしても、保険者が契約を取り消さない場合には、保険者は比例減額主義により、保険金額を削減することができる。³⁰⁾

1984年保険契約法は、続く第30条において、年齢に関する不実告知(mis-statement)について特別に規定を置いている。これは、1945年生命保険法第83条を改正したものであり、この中においては、比例減額主義が採用されている。

すなわち、生命保険の被保険者の誕生日が不正確に告知されていた場合には、保険者は保険金額を「基本式」、すなわち比例減額主義によって求められた金額に変更することができる。1945年生命保険法第83条においては、生命保険の被保険者の真の年齢が、保険料計算の基礎となった年齢より若い場合には、保険者は被保険者に対して、保険料の超過払い分を返還する選択権を有したが、ALRCは、この規定は保険者が得る利息分が考慮されていないために、被保険者に不利となり得ると指摘し、1984年保険契約法においては、それを考慮して、利息分についても払い戻すとする規定となっている。

第30条は、年齢が実際より年をとって告知されていた場合についても、また若く告知されていた場合についても、比例減額主義を採用し、実際より年をとつて告知されていた場合には、保険者は、保険金額を増額するか、または利息分とともに保険料の超過払い分を払い戻す選択権を有するということになる。³¹⁾

IV 考 察

上述してきたように、比例減額主義の基本的コンセプトは、告知義務違反などのオブリゲンハイトの違反に際して、保険金を全て支払うか、または支払を全く拒絶するオール・オア・ナッシング主義の硬直性を排し、違反がなかつたならば支払われるべきであった保険料に対する、既払いの保険料の割合で保険金を削減するというものであった。これまで、フランスとI.O.B.およびオー

30) Mann, *op.cit.*, p. 87.

31) *Ibid.*, p. 89.

ストラリアについてそれぞれ概説してきたが、細かな点で相違はあるにせよ、この基本的コンセプトについては変わることはない。以下においては、イギリスと同様に、わが国と同じくオール・オア・ナッシング主義を採るドイツのカツツヴィンケル (Katzwinkel) の所見³²⁾ を手がかりに、比例減額主義について少しく考察することとしたい。

カツツヴィンケルは、その博士論文において、社会的感受性 (soziale Sensibilität) という観点から、オール・オア・ナッシング主義について論じている。社会的感受性とは、私の理解する限りにおいては、噛み砕いて言えば、社会がどのように考え、理解し、受け止めるか、ということであり、彼は、保険と社会との調和を念頭に置いているものと思われるが、カツツヴィンケルは、その論文において比例減額主義に言及している。

彼はまず、ドイツにおける大部分の保険部門においては、フランスとは対照的に、これまでタリフが自由に合意され、また規制緩和のために、このことは将来においても変更はないという事情は、比例減額主義の導入とは対立し得るとし、また、オール・オア・ナッシング主義には、法的明瞭性という決して低く評価されるべきではない利点もあるとする³³⁾ しかし、彼は続けて、法的明瞭性と公平性を比較考量した際ににおいて、比例減額主義の導入が否定されるべきであるか、ということについては疑問があるとする。確かに、保険者による比例的減額の計算が不可能であり、それが裁判所の評価に委ねられる場合には、正当化し得ない法的不安定性が存在するが、しかし、彼は、「保険者によって作成されたタリフへの、事実上の保険者の拘束」があることにより、保険者によ

32) Annette Katzwinkel, *Alles-oder-Nichts-Prinzip und soziale Sensibilität von Versicherungen—Reformüberlegungen zum Versicherungsvertragsgesetz—*, Karlsruhe 1994, S. 206-210. その他のドイツにおけるオール・オア・ナッシング主義に関する最近の研究としては、Eckard Schwarz, *Das Alles-oder-Nichts-Prinzip im Versicherungsrecht unter Berücksichtigung der Wertungen des allgemeinen Schadensrechts*, Hamburg 1995 がある。

33) Katzwinkel, a. a. O., S. 206.

る計算は可能であり、比例減額主義は実現不可能ではなく、また是認できない法的不安定性に導くものでもないとする³⁴⁾。彼はまた、フランスにおいて問題となつた「保険者が全く危険の引受を拒絶した場合」には、保険給付は免除されるべきであるとし³⁵⁾、結論として、契約の解除権および給付免除という法律効果の代替としての比例減額主義の導入は、保険者と保険契約者の利益を適切に考慮し得るものであるとして³⁶⁾、比例減額主義について肯定の立場を採つてゐる。

わが国においては、1998年6月まで、いわゆる算定会料率の遵守義務があり、自動車、火災、傷害などの代表的個人保険の料率は、確固としたタリフにより算定され、またそれは各社同一であった。その限りにおいては、基準となる明確なタリフが存在したのであるが、同年7月の自由化以降においても、「保険料の決定が多分に保険者の裁量的決定にかかっていることが少なくない」³⁷⁾海上保険等の企業保険以外の、このような個人保険は、各社が独自性を持つことになるとしても、今後も詳細な引受基準およびタリフに基づいて運営されていくものと思われる。この場合、比例減額主義の基礎となる、本来請求されるべきであった概念上の保険料の算定は、カツツヴィンケルの所見と同じく、決して不可能ではなく、長年にわたって培われた、オール・オア・ナッシング主義に基づく実務慣行もあろうかと思われるが、わが国においても、比例減額主義の導入の可能性は十分にあると考える。事実、既に損害保険契約法改正試案は、危険の著しい増加に関する第656条第5項において、一部限定のうえではある

34) Ebenda, S. 207.

35) Ebenda, S. 208.

36) Ebenda, S. 210.

37) 山下、前掲論文、122頁。

38) 鈴木辰紀「告知義務と危険の増加をめぐる二・三の問題 一わが国の火災保険約款を中心として一」『創立五十周年記念 損害保険論集』財団法人損害保険事業研究所、1983年、554頁、註2を参照。損害保険契約法改正試案第656条第5項は、「高額保険料と約定保険料との差額の高額保険料に対する割合で、てん補額を削減することができる」(圈点筆者)と規定しており、フランス型比例減額主義とは相違がある。

39) この点については、石田満『保険契約法の論理と現実』有斐閣、1995年、127-153頁が詳しい。

が³⁸⁾ 比例減額主義を採用している³⁹⁾ しかしながら、告知義務に関する規定は、オール・オア・ナッシング主義を維持したままである。石田教授は、この点については「検討を要する」としている⁴⁰⁾ わが国の告知義務違反の効果について、比例減額主義を導入した場合に、どのような実務と法の不安定性が生じるかは必ずしも明確ではないが、その考えられ得る不安定性と、保険者と保険契約者の利益のバランスを比較考量した場合には、比例減額主義が望ましく、またその導入は決して不可能ではないと考える。さらに、現行商法との関連においても、かつて重複保険に関する規定が、実際の保険約款においては、独立責任額比例主義に変更されたように、保険契約者に不利に変更するものではないために、商品開発における約款作成の段階において、何らかの形で比例減額主義を採用することも、不可能ではないと考える。

V 結 語

比例減額主義については、種々の批判があることも確かではあるが、そうであるとしても、たとえばイギリスのパーク (Park)⁴¹⁾ などは、比例減額主義が望ましいとし、同じくイギリスのクラーク (Clarke)⁴²⁾ は、フランス法に対する反駁に理解を示しながらも、今の時代の中にあって、リスクを冒す産業部門はない、と立ち上がって言う産業の代表者がいるだろうかと述べている。

比例減額主義は、オール・オア・ナッシング主義と比較しても、保険消費者サイドからの理解も得られやすいのではないかと思われる。また、自由化の進展に伴い、こうした消費者の理解と要請に応じた対応が、今後一層必要とされると思われるが、比例減額主義はこうした流れにかなうものであると考える。

(本稿は、平成 11 年度松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。)

40) 石田、前掲「論理と現実」、147 頁。

41) Park, *op. cit.*, pp. 268-269.

42) Clarke, *op. cit.*, p. 103.